

群馬大学医学部附属病院屋内掲示物取扱に関する申合せ

平成 31. 3. 4 制定

(趣 旨)

第 1 群馬大学医学部附属病院における屋内掲示物（外来棟，中央診療棟及び病棟に限る。以下「掲示物」という。）の取扱いについては，群馬大学医学部附属病院屋内掲示物取扱要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか，この申合せに定めるところによる。

(掲示板の指定及び掲示物の範囲等)

第 2 要項第 2 の所定の掲示板の指定，要項第 3 の掲示物の範囲及び掲示期間は，次のとおりとする。

掲示板番号	掲示板の指定	要 項	掲 示 物 の 例 示	掲 示 期 間
①	外来棟玄関前立看板	第 3(2)	感染防止や季節的に周知の必要なもの	必要な期間
②	外来棟 1 F 掲示板 1	第 3(2)	季節的なトピックス等周知が必要なもの (予約患者数，法令等に基づく掲示)	1 カ月程度 または必要な期間
③	外来棟 1 F 掲示板 2	第 3(1)	法令等に基づく掲示が必要なもの (施設基準，個人情報保護方針)	無期限
④	外来棟 1 F 掲示板 3	第 3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (迷惑・暴力行為，禁煙外来，薬手帳)	必要な期間
⑤	外来棟 1 F 掲示板 4	第 3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (携帯電話，禁煙，盗難警告，迷惑・暴力行為，面会，贈答禁止)	無期限
		第 3(3)	各種催し物の案内	催し物終了まで
⑥	外来棟 1 F 掲示板 5	第 3(5)	その他病院長が必要と認めたもの (Q&A)	3 カ月程度
⑦	外来棟 2 F・3 F 掲示板 6	第 3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (携帯電話，禁煙，盗難警告，迷惑・暴力行為，面会，贈答禁止)	必要な期間
		第 3(3)	各種催し物の案内	催し物終了まで
⑧	外来診療科 7	第 3(1)	医師または歯科医師の診療日及び診療時間	無期限
⑨	外来診療科 8	第 3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (迷惑・暴力行為，本人確認)	必要な期間
		第 3(3)	各種催し物の案内	催し物終了まで
⑩	外来棟 1 F 9 薬剤部掲示板	第 3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (薬剤手帳の持参，薬剤服薬上の注意)	必要な期間
⑪	中央診療施設 (中央診療部門)	第 3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (迷惑・暴力行為，盗難警告)	必要な期間
		第 3(3)	各種催し物の案内	催し物終了まで
⑫	北病棟 1 F 看護部掲示板	第 3(4)	教職員の採用に関する案内	必要な期間
		第 3(5)	その他病院長が必要と認めたもの (学会案内，研修案内)	催し物終了まで
⑬	病棟メイン掲示板	第 3(1)	法令等に基づく掲示が必要なもの (施設基準，個人情報保護方針)	無期限
		第 3(2)	本院の運営に関し広く周知が必要なもの (携帯電話，禁煙，盗難警告，迷惑・暴力行為，面会，贈答禁止)	

⑭	病棟サブ掲示板	第3(3)	各種催し物の案内	催し物終了まで
⑮	病棟立看板掲示板	第3(2)	面会時間・感染対策等周知が必要なもの	必要な期間
⑯	病棟食堂内掲示板	第3(2)	献立表，食中毒防止のお願い	必要な期間

(掲示内容の区分)

第3 要項第8第1項の区分表示は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 患者さんへ
- (2) 面会者の方へ
- (3) 担当医のご案内
- (4) 教職員へ

(掲示板の使用ルール)

第4 第2で指定する掲示板は，次のとおり運用するものとする。

- (1) 掲示物の大きさはA版とする。
- (2) パウチ処理を基本とする。
- (3) 掲示許可印の押印を原則とするが，無期限のものや不可能なものについてはロゴシールを貼付する。
- (4) 危険防止の観点からピン・画鋲の使用を禁止し，マグネットを使用する。
- (5) 掲示物は，掲示板下部から掲示し，見やすさに配慮する。
- (6) 期限のある掲示物は，催し物終了後，速やかに整理する。

(掲示板の管理)

第5 第2で指定する掲示板の管理は，医事課医療支援係において行う。ただし，掲示板番号⑬及び⑭については，看護部で管理する。

附 則

この申合せは，平成31年3月4日から施行する。